

## マイナンバー等（個人番号・法人番号）のご提供のお願い

平成 28 年 1 月からマイナンバー制度が導入されました。それに伴い、当組合では、法令上、組合員様の個人番号又は法人番号（以下「マイナンバー等」といいます。）を記載した支払調書等の作成が必要なお取引、税法上の優遇措置があるお取引に関しまして、組合員様にマイナンバー等のご提供をお願いすることがございます。

つきましては、ご理解・ご協力いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

1 マイナンバー等のご提供をお願いする主な取引は以下の通りです。

○ 個人の組合員様

- ・ 出資配当金（ただし、年間の配当額が 10 万円以上の組合員様）
- ・ マル優・マル特
- ・ 財形（住宅・年金）
- ・ 国債

○ 法人の組合員様

- ・ 出資配当金
- ・ 定期預金

※ 新規のお取引については、取引開始時にご提供いただきます。

なお、既存のお取引については、各種取引変更時等にご提供いただきます。

2 マイナンバー等のご提供のお手続きは以下の通りです。

○ 当組合所定の用紙にマイナンバー等をご記入いただきます。

○ マイナンバー等の確認書類（通知カード、個人番号カード等）及びご本人様確認書類（運転免許証等の公的機関が発行する顔写真付のもの）をご提示いただきます。

詳しくは、預金課窓口にお問合わせください。

お問合わせ先：東京都職員信用組合  
預金課

電話 03-3349-1403

都庁内線 63-742

（平日 9：00～17：15）